

発議第2号

平成28年6月29日

養父市議会議長 勝地恒久様

提出者 養父市議会議員

賛成者 養父市議会議員

藤原敏彦
西村禮治
田中久一
竹浦昭男
西田雄一
田村礼也

藤原哲郎議員に対する辞職勧告決議について

上記のことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

藤原哲郎議員は、政治倫理審査会の報告を受けた議長の辞職勧告に従わないばかりか、議会自ら定めた議員としての基本姿勢を謳った議会基本条例、政治倫理要綱、議員自らが署名している「誓約書」などにも反する姿勢を示しており、このままでは、市民・議会・行政の信頼関係を著しく損なうとともに、議会のコンプライアンスも失墜することになる。

したがって、議会への信頼回復と議会の秩序を保持するために、藤原哲郎議員の辞職勧告決議を提案するものである。

藤原哲郎議員に対する辞職勧告決議（案）

新聞報道から端を発した、議員の「土産を市民に配付」した事案につき、我々議会は慎重に事実経過を調査する姿勢で臨み、藤原哲郎議員からの聞き取り調査などを行ってきた。

しかし、藤原哲郎議員からの明確な回答が得られないことから、「養父市議会議員の政治倫理要綱」に基づき、「政治倫理審査会」を設置して、藤原哲郎議員からの聞き取り調査、また選挙管理委員会の見解を聞くなど、極めて慎重に審査を進めてきた。

当然のこととして、藤原哲郎議員から、政治倫理要綱に基づき具体的で明快な説明がなされるものと考えていたが、残念ながら具体的説明は得られず、委員の質問に対しても回答を事実上拒否する姿勢が取られ、自らが事実解明する意思表示もなかった。

審査会ではこの結果を受けて、藤原哲郎議員の行為は、養父市議会がこれまでに、議会基本条例のもとで議会改革を進めてきた努力を失墜させる恐れがある。また、「日々の活動にあたり、いやしくも市民の信頼を損なうような批判を受けたときは、自ら誠実にその事実と責任を明らかにする」という議員全員が署名している「誓約書」の遵守にも反するものであると判断した。

さらに、政治倫理要綱第9条にうたわれている審査会への協力義務にも反しており、藤原哲郎議員が認めている「土産物の配付」は、公職選挙法での寄附行為に当たるとして、政治倫理要綱第3条第4号でいう「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」として認められ、政治倫理基準違反であるとの結論となった。

そして、政治倫理要綱第12条第1号にある議員の政治倫理要綱遵守のための警告を行い、藤原哲郎議員は改めて反省し、議員自らが出处進退を含めた責任を取るべきであり、今後の事態を慎重に見極めた上で、議会の品位と名誉、市民の信頼回復のために、藤原哲郎議員に対して辞職勧告相当の厳格な処置を取るべきとの報告書が提出された。

これを受けて、議長は藤原哲郎議員に対して、審査会の報告を示し、出处進退などの責任を取ることを求め、そのための猶予期間も与えてきた。

ところが、藤原哲郎議員は、議長に対して何らの回答もなかったために、6月13日に「辞職勧告」を提出したものである。

しかし、この勧告に従わないばかりか、自らが責任を持って事実と責任を明らかにするという姿勢も見られない。

市民の信頼を得るために努力している議会として、この問題をこのまま看過

することはできない。

よって、議会基本条例、政治倫理要綱に照らし、藤原哲郎議員の辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

平成 28 年 6 月 29 日

養父市議会